

虐待防止委員会

特定非営利活動法人ほっとはあと
令和 3 年度版

(目的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人ほっとはあとの各施設における虐待の防止とその適切な対応(以下「虐待防止」という)の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することをもくてきとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は次のとおりする。

- 1 虐待防止委員会(以下「委員会」という)は 理事長及び各事業管理者で構成される「統括委員会」と、各事業所職員及び虐待防止マネージャーで構成される「小規模委員会」とがある。
- 2 委員長及び虐待防止責任者は理事等がこれにあたる。

(委員会の役割)

第3条 虐待防止の体制の整備を行う。

2. 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件チェックリストの作成と実施)

虐待防止の研修や、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、マニュアルやチェックリストの作成と実施、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくり

3. 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境をチェックリストにより確認する等)

るチェックリストにより、委員会によって虐待が起こりやすい職場環境の確認を行い、また各職員が定期的に自己点検し、その結果を虐待防止マネージャーが集計し虐待防止委員会に報告します。また、サービス管理責任者においては、利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況(課題)等も踏まえながら、現場で抱えている課題を委員会に伝達する。併せて、発生した事故(不適切な対応事例も含む)状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告する。

4. 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合事案検証の上、再発防止策を検討、実行)
虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実施する。

(委員会の開催)

第4条 委員会の開催は次のとおりとする。

2. 委員会は、虐待防止に関する事項につき3回/年(7月11月3月)開催する
3. 小規模委員会は、3回/年(6月10月2月)開催する。
4. 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

2. 小規模委員会の実施する事項

- 1) 「虐待の分類」について、職員に周知し、定期的な見直しを実施し統括委員会へ報告する
- 2) 「虐待早期発見チェックリスト」に従い、2回/年調査を実施し、統括委員会へ報告する
- 3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- 4) 虐待防止に係る研修を年1回以上行う

3. 事故等の問題が虐待につながるような場合は委員会において対応する。

4. 虐待防止責任者は岡山県虐待防止、人権擁護研修に参加し、全職員に対して伝達講習を行う。

5. その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。
6. 統括委員会は、小規模委員会と協力し、第3条における委員会の役割を果たすものとする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

2. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
3. 委員会の委員長及び委員は、目頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
4. 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者への虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協働で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

虐待防止委員名簿

役職	所属	氏名
委員長・虐待防止責任者	理事長	伊藤 家生
副委員長	子育て支援責任者	市村 みみこ
副委員長	ていんくる管理者	河田 絢
副委員長	たんぼぼ 管理者	劔持 佳予子
虐待防止マネージャー	児童発達支援責任者	隅田 浩美
委員	ちびっこ	加藤 理絵
委員	ていんくる	松浦 忍
委員	たんぼぼ	橋本 瞳

(附則)

1. この指針は、令和3年5月1日より実施する

【早期発見チェックリスト】

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは、あくまで例示であるので、これ以外にも様々な「サイン」があることを認識しておいて下さい。

【身体的虐待のサイン】

	説明のつかない小さな傷が頻繁にみられる。
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズ腫れがある。
	頭、顔、背中などに傷がある。
	臀部や手のひら、背中などにやけどの傷がある。
	特別な身体障害や疾患がないにも関わらず、急にぐったりしている。
	傷やアザがあると思われるが、必要以上に見せたがらない。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	「施設にいたくない」「蹴られる」等の訴えがある。
	傷やアザに関する説明のつじつまがあわない。
	一定の職員に対し、避けたり、怯えるなどの表情等がみられる。
	失禁、便失禁が増えた。
	自傷や他傷が多くなった。
	表情・行動が落ちつかず、多動となった。
	日課等の参加を拒否し、居室から出ようとしない。
	衣服が破れたり、ちぎれたりしている。

【心理的虐待のサイン】

	食欲の変化、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	掻きむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えや状態がある。
	過度の恐怖心、怯えを示す。
	強い無力感、あきらめ、なげやりな態度がみられる。
	家への電話の要求が極端に増えたり、保護者の面会や外泊要求が強くなる。
	頭痛や腹痛等の訴えが多くなった。
	今までに無かった行動や言動が多くなった。
	利用者本人の持ち物や大事にしているものが無くなった等の訴えがある。
	表情に覇気が無く、塞ぎこむことが多く見られるようになった。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	泣く、わめく、叫ぶなどの症状がみられる

【性的虐待のサイン】

	肛門や女性性器に出血や傷が見られたり、性器に痛みやかゆみがあるなど普段と違った訴えがある。
	「胸をさわられた」「裸にされた」等の訴えがある。
	一定の男性職員が女性利用者の支援に関わっていることが多くみられる。
	一定の女性職員が男性利用者の支援に関わっていることが多くみられる。
	男性職員が女性の下着を扱っている等の訴えがある。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

【経済的虐待のサイン】

	知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある。
	預かり金の残高の減り方が異常に早いと思われるとき。
	預かり金の残高が合わない事が多い職員。
	ジュース購入日にジュースを飲んでいないといった訴えがある。

【支援・介護の放棄・放任のサイン】

	居室が極端に非衛生的、あるいは異臭が酷い。
	濡れたままの下着をつけたままである。
	寝具や衣類が汚れたままであることが多い。
	病院薬等を服薬しているにも関わらず、検査データが改善せず、悪化している。
	利用者から「聞いてくれない」「相手をしてくれない」等の訴えがある。

【支援者の態度にみられるサイン】

	利用者に対し暴言を吐く。
	利用者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりが見られる。
	利用者の健康や疾患に関心が無く、知識や技術が身につかない。
	利用者に対し、過度に乱暴な口の利き方をする。
	利用者のプロフィールに関し、覚えていない。
	利用者に対し横暴な態度がみられる。
	直接処遇に関わっている場面が極端に少ない。
	上司や家族との接触を避けていることが多い。
	遅刻・早退・欠勤が増えた。
	職員研修等を私用で休むことが多い。（不参加）
	他の職員と交わらず、1 人でいることが多い。
	常に周囲を気にしているような素振りが多い。
	ケース記録等に不備が多い。